

議案第107号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(国民健康保険運営協議会)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する協議会の名称は、さいたま市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p>2 <u>協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条</p> <p><u>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(一部負担金の特例)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法の規程中規則で定める規定に該当するものであるときは、</p>	<p>(一部負担金の特例)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法の規程中規則で定める規定に該当するものであるときは、</p>

当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等が当該規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、法第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等が当該規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。